

○公益財団法人東京都医学総合研究所研究者の不正行為及び研究費不正使用等の防止に関する要綱

〔平成 19 年 10 月 18 日
19 医学研本第 598 号〕

改正 平成 20 年 7 月 1 日 20 医研本第 331 号	平成 20 年 11 月 19 日 20 医研本第 798 号
平成 23 年 3 月 16 日 22 医研本第 1499 号	平成 24 年 3 月 13 日 23 医学研庶第 1642 号
平成 27 年 3 月 23 日 26 医学研研第 1436 号	平成 27 年 9 月 30 日 27 医学研研第 754 号
2019 年 4 月 1 日 2019 医学研研第 14 号	2020 年 4 月 1 日 2020 医学研研第 11 号
2021 年 9 月 30 日 2021 医学研研第 706 号	2022 年 6 月 17 日 2022 医学研研第 318 号
2023 年 6 月 30 日 2023 医学研研第 476 号	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都医学総合研究所公正な研究活動を確保するための行動規範の趣旨を踏まえ、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「医学研」という。）における研究活動に関し、不正行為及び研究費の不正使用等（以下「不正行為等」という。）を防止し、及び不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に適切に対応するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「研究活動」とは、研究の立案、外部研究費を獲得するための申請、研究の実施、研究成果の公開及び論文としての発表、実験データの保管等、研究に関わるすべての活動をいう。

2 この要綱において「不正行為」とは、医学研の職員及び医学研の研究活動に携わる者（以下「職員等」という。）が研究活動を行う場合に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものであり、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造(fabrication) 存在しないデータや結果を存在するものとして、これを記録し、又は発表すること。
- (2) 改ざん (falsification) 研究資料、装置若しくは方法を操作し、又はデータ若しくは結果を変造若しくは省略して、実際と異なる記録を残し、又は発表すること。
- (3) 盗用 (plagiarism) 他人のアイデア、方法又は結果を、適切な引用及び表示をせずに使用すること。
- (4) 不適切な投稿及び出版 一部でも同一内容を含む論文を複数作成して異なる雑誌に投

稿すること、又は第一著者を別人物にしてほぼ同じ内容の論文を複数作成して投稿すること。

- (5) 不適切なオーサーシップ 論文著者としての資格を満たしていない者の名前を著者として掲載すること。

3 この要綱において「研究費の不正使用等」とは、研究費の使用及び申請に係る次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 外部研究費に申請に際し虚偽の記述をすること。
- (2) 研究計画書に記載された以外の目的に研究費を使用すること。
- (3) 虚偽の申請により不当に旅費や謝金などを研究費から得ること。
- (4) その他、研究費を研究費使用に関する諸規程に反した方法で使用すること。

第2章 不正行為等防止体制

(不正行為等の防止の統括者等)

第3条 理事長は、最高管理責任者として医学研における公正な研究活動の実施及び研究費の適正な執行（以下「公正な研究活動の実施等」という。）に関する管理及び運営について最終的な責任を負うとともに、所長に不正行為等を防止する方策を行わせる。ただし、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長が指名する者がその職務を代理する。

2 所長は、統括管理責任者として医学研における公正な研究活動の実施等について統括し、不正行為等を防止する方策を推進する。

3 副所長は、研究倫理推進責任者とコンプライアンス推進責任者を分任する。

- (1) 研究倫理推進責任者は、不正行為等を抑止する環境づくりに関して不正行為等を防止する方策の実施状況を把握するとともに、研究倫理教育の計画立案、実施及び評価を行う。

- (2) コンプライアンス推進責任者は、研究費の運営管理に関して不正行為等を防止する方策の実施状況を把握してプロジェクト等を管理・監督するとともに、コンプライアンス教育を実施する。

4 プロジェクトリーダー、研究室長、ゲノム医学研究センター副センター長、社会健康医学研究センターユニットリーダー、基盤技術支援センター動物実験開発室長及び研究技術開発室長、知的財産活用支援センター長、病院等連携支援センター連携推進室長及び分子病理・ヒストロジー解析室長、独立研究員、庶務課長及び研究推進課長（以下「プロジェクトリーダー等」という。）は、研究倫理推進員及びコンプライアンス推進員としてプロジェクト等に所属する職員等を指導・監督するとともに、不正行為等を防止する方策の実施

についてプロジェクト等を統括する。

- 5 事務局長は、統括管理副責任者として所長を補佐するとともに、研究費の管理・執行が適正に行われているか等をモニタリングし、所長及び副所長へ報告する。
- 6 監事は、次の各号に定める事項について機構全体の観点から確認し、理事長に意見を述べるものとする。
 - (1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について。
 - (2) 前項に基づく研究費の管理・執行が適正に行われているか等のモニタリングや、第24条に定める内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかについて。

(不正行為等防止委員会)

第4条 医学研に、不正行為等防止委員会を設置する。

- 2 不正行為等防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 医学研における不正行為等を防止する方策について、医学研の不正行為等防止計画を策定し、研究分野長、プロジェクトリーダー等及び関係部署の職員と連携してその実施を推進する。
 - (2) 職員等が影響力の高い雑誌に投稿する論文の画像等の適正性について事前点検を実施する。
 - (3) 次条に規定する不正行為等の告発があったときは、第7条に規定する予備調査を行う。
 - (4) その他医学研内の不正行為等を防止する重要な方策について審議する。
- 3 不正行為等防止委員会は、所長を委員長とし、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、第7条に規定する予備調査に係る告発者及び被告発者は、当該予備調査に係る審議に参加することができない。
 - (1) 副所長
 - (2) 研究分野長
 - (3) ゲノム医学研究センター長
 - (4) 社会健康医学研究センター長
 - (5) 基盤技術支援センター長
 - (6) 知的財産活用支援センター長
 - (7) 病院等連携支援センター長
 - (8) 参事研究員（常勤再任用職員を除く）

(9) 事務局長

(10) 庶務課長及び研究推進課長

第3章 不正行為等防止計画

(不正行為等防止計画)

第5条 不正行為等防止計画は、研究の現場における不正行為防止方策の具体的推進に資するものとして不正行為等防止委員会が策定する。

2 不正行為等防止委員会は、不正行為等防止計画の実施状況を把握するとともに、日進月歩の研究動向に配慮し、必要に応じて改定を行う。

第4章 不正行為等の告発及び相談

(不正行為等の告発及び相談)

第6条 職員等の研究活動に関し、不正行為等の告発及び相談について内外から受け付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）を外部の機関に設置する。

2 告発及び相談は原則として顔名で行われるものとし、事案の内容や不正行為等に関する合理的な理由が示されている場合に受け付けるものとする。

3 匿名の告発及び相談については、事案の内容により、前項に準じた取扱いを行う。

4 告発者及び相談者が職員等である場合においては、第1項に関わらず事務局長に直接告発及び相談することができる。

5 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者（匿名によるものを除く）が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを通知する。

6 受付窓口は公開する。

7 受付窓口に寄せられた告発の内容は、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底する。

8 受付窓口は事務局長に告発及び相談の内容を速やかに伝達し、事務局長はその内容を所長に報告する。所長は副所長及び事務局長と協議し、当該案件の取扱いについて決定するものとする。ただし、所長が被告発者及び利害関係者の可能性がある場合には、理事長に報告し、理事長は第7条に規定する予備調査における所長の職務代理として副所長を指名する。

9 相談については、所長はその内容に応じて適正な取組、改善等を行い、不正行為等防止委員会に報告する。

(予備調査)

- 第7条** 所長は、前条の告発があったとき又は文部科学省その他の関係機関から調査依頼があったときは、速やかに理事長に報告するとともに、不正行為等防止委員会を開催する。
- 2 インターネット上に不正行為等の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合であって、当該不正行為を指摘された者が医学研の職員等であると確認した場合は、前項と同様の取扱いとする。
- 3 不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められているという相談や告発があった場合、不正行為等防止委員会はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは被告発者に警告を行う。
- 4 不正行為等防止委員会は第10条に規定する公式調査を行う必要性について判断するため、予備調査を実施すべきか否かについて審議し、決定する。
- 5 予備調査の実施に当たっては、予備調査委員会を不正行為等防止委員会の下に設置する。委員長及び委員は所長が指名することとし、告発者及び被告発者と利害関係を有しない者とする。
- 6 告発の内容が医学研の研究活動のものであり、かつ被告発者が医学研以外の機関に所属しているなど、他の機関が関係する場合には合同で調査を行うことができる。
- 7 予備調査は、次の各号に掲げる手順により実施する。
- (1) 告発者からの聞き取り調査を行うとともに、告発を立証する証拠等の提示を求める。
 - (2) 被告発者に告発の事実について説明を行い、聞き取り調査により告発内容が事実かを確認する。この場合において、被告発者が事実でない旨を主張する場合には、事実ではないことを示す資料、証拠等の提出を求める。
 - (3) 必要に応じ、告発者及び被告発者が関係する研究所内部の職員等又は外部の研究者(共同研究者がいる場合等)から聞き取り調査を行い、告発者と被告発者の関係、研究の遂行状況等について事実関係を把握する。
 - (4) 予備調査委員会は、調査の結果を不正行為等防止委員会へ報告する。
 - (5) 不正行為等防止委員会は予備調査の結果をもとに公式調査を実施する必要があるか否かについて審議し、決定するとともに予備調査報告を作成し、理事長へ提出する。
- 8 理事長は、不正行為等防止委員会からの予備調査報告書をもとに、告発を受けた日から起算して30日以内に公式調査を実施するかどうかを決定する。
- 9 公式調査を行わない場合は、理事長はその旨を理由とともに、告発者及び被告発者に通知する。この場合、求めに応じて予備調査報告書を開示する。
- (重大な事案の取扱い)

第8条 理事長は、前条第1項の規定により報告された事案の内容が重大であり、緊急な対

応を必要とすると判断するときは、前条の規定に関わらず、直ちに不正調査委員会を設置することができる。

(不正調査委員会)

第9条 理事長は、公式調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に調査の実施を通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）及び文部科学省に報告する。

- 2 理事長は公式調査を実施するため、不正調査委員会を設置する。
- 3 不正調査委員会の委員は医学研外部の有識者（以下「外部委員」という。）を半数以上入れることとし、告発者及び被告発者と利害関係を有しない者とする。
- 4 告発の内容が医学研の研究活動のものであり、かつ被告発者が医学研以外の別の機関に所属している場合は、関係する機関と合同で調査を行うことができる。
- 5 不正調査委員会の委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示し、10日以内に異議申し立てを受け付けるものとする。
- 6 告発者及び被告発者から異議申し立てがあった場合、理事長は内容を審査し、妥当であると判断したときは当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 7 不正調査委員会による公式調査は実施の決定から30日以内に開始することとする。
- 8 不正調査委員会は、必要と認めるときは、第3項の委員のほか、医学研職員及び医学研外部の有識者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公式調査)

第10条 不正調査委員会は、不正行為等の存在又は不存在について認定することを目的として、次の各号に掲げる事項を内容とする公式調査を実施する。

- (1) 被告発者の弁明を聴く。
 - (2) 告発者及び被告発者を知る関係者からの証言を得る。
 - (3) 証拠となる記録を保全・精査する。（実験ノート、実験記録、メールの通信記録、（経理関連書類等）
 - (4) 研究報告の原稿や発表記録を収集する。
 - (5) 再現実験を要請することができる。
 - (6) 調査記録を作成する。
- 2 調査の対象は告発された事案に係る研究活動のほか、不正調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
 - 3 被告発者に再現実験を求める場合、又は被告発者自らの意思による再現実験の申し出が

あり、必要性を認める場合、不正調査委員会は合理的に必要と判断される範囲内において自らの指導・監督の下、これを行うことができる。

4 不正調査委員会は、公式調査の具体的な調査活動について、必要と認めるときは、医学研職員及び医学研外部の有識者等に公式調査への参加及び協力を求めることができる。

(公式調査開始時の措置)

第11条 不正調査委員会は、調査に必要な資料を保全するため必要と認めるときは、被告発者、関係各部署等に対し、次の各号を実施するために必要な措置を要請することができる。

- (1) 被告発者に対する研究室への立ち入りの禁止
- (2) 被告発者に対する当該調査に係る利害関係者との接触禁止
- (3) 所属研究室などの一時閉鎖
- (4) 調査に係る物品、書類などの確保
- (5) その他必要な措置

2 不正調査委員会は、告発の内容が研究費に不正使用に係る事案である場合等、必要があると認めるときは、被告発者に対して研究費の使用を当面の間禁止する等、必要な措置をとることができる。

(他の研究者の研究活動確保等)

第12条 不正調査委員会は、被告発者が所属するプロジェクト等の他の研究者等による研究活動実施を確保するために、関係各部署に業務遂行手段の確保等に必要な措置を要請する。

2 不正調査委員会は、前条第1項第3号の規定による閉鎖研究室において資料等を保全するため、関係各部署等に必要な措置を要請する。

(認定)

第13条 不正調査委員会は、調査を開始した日から起算して150日以内に調査内容をまとめ、以下の項目について認定する。なお、研究費の不正使用に係る事案である場合は、調査を開始した日から120日以内に調査内容をまとめて認定するものとする。

- (1) 不正行為等が行われたか否か
- (2) 不正行為等と認定された場合はその内容
- (3) 不正行為等に関与した者とその関与の度合い
- (4) 不正行為等と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
- (5) 不正使用の相当額

- 2 不正調査委員会は、認定に当たって、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。
- 3 被告発者が生データや実験ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定される。
- 4 不正行為等が行われなかつたと認定される場合であつて、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、不正調査委員会は併せて認定するものとする。
- 5 前項の場合においては告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 第1項及び第4項について認定を終了した際は、不正調査委員会は直ちに理事長へ報告する。

(配分機関及び文部科学省への報告)

第14条 理事長は、公式調査の結果についての報告書を作成し、配分機関及び文部科学省に速やかに報告する。ただし、研究費の不正使用に係る事案である場合は、前条による認定後30日以内に報告を行い、調査が完了しない場合においては、中間報告を提出する。

- 2 前項ただし書きの研究費の不正使用に係る事案において、第10条に基づく公式調査の実施中であつても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに第13条に基づく認定を行い、配分機関及び文部科学省へ報告する。また、配分機関及び文部科学省の求めに応じ、公式調査実施中であつても進捗状況及び調査についての中間報告を提出する。
- 3 公式調査報告書の記載内容は別表1のとおりとする。

(公式調査結果の関係者への通知)

第15条 理事長は、公式調査結果を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 被告発者が医学研以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも公式調査結果を通知する。
- 3 悪意に基づく告発との認定があった場合には、告発者の所属機関にも通知する。

(不正行為等があつたと認定される場合の被告発者からの不服申立て)

第16条 不正行為等があつたと認定される場合において、前条の規定により理事長が通知した公式調査結果に対し不服があるとき、その被告発者は当該調査結果を通知した日から起算して10日以内に、理事長に対し不服申立てを行うことができる。

- 2 前項の不服申立てがあつた場合、理事長は告発者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 3 理事長は速やかに不正調査委員会に審査を行わせる。不服申立ての趣旨が新たな専門性を要する判断が必要となるものである場合には、不正調査委員会の委員構成を変更するこ

とができる。

- 4 不正調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由を勘案し再調査を行うかどうか決定し、被告発者及び告発者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 5 不正調査委員会は審査の結果、再調査を必要とせず、却下すべきものと決定した場合は、速やかに理事長に報告する。理事長は被告発者及び告発者に当該決定を通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 6 前項において却下した不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると不正調査委員会が判断するときは、理事長は以後の不服申立てを受けないことができる。
- 7 不正調査委員会は、再調査を行うにあたり被告発者に対し再調査への協力を求めることができる。その協力が得られない場合には、再調査を行わず審査を打ち切ることができる。
- 8 前項により再調査を行わず審査を打ち切った場合には、不正調査委員会は速やかに理事長に報告し、理事長は被告発に通知する。
- 9 不正調査委員会は再調査を開始後、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を速やかに理事長に報告する。理事長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省にも報告する。

(悪意に基づく告発と認定された場合の告発者からの不服申立て)

第17条 悪意に基づく告発と認定された場合において、第15条の規定により理事長が通知した公式調査結果に対し不服があるとき、その告発者は当該調査結果を通知した日から起算して10日以内に、理事長に不服申立てを行うことができる。

- 2 前項の不服申立てがあった場合には、理事長は告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 3 理事長は不正調査委員会に再調査を行わせる。不正調査委員会は再調査を開始した日から30日以内に結果を取りまとめ、速やかに理事長へ報告する。
- 4 理事長は再調査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第18条 理事長は、第13条、第16条及び第17条の認定に基づき、不正行為等があったと認定された被告発者もしくは悪意に基づく告発と認定された告発者に対し、必要に応じて公益財団法人東京都医学総合研究所職員就業規則（平成11年規程第5号）等の規程（以下「職員就業規則等」という。）に基づく懲戒処分等を行う。

- 2 不正行為等があったと認定された場合において、当該不正行為等への関与が認定された

者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為等が認定された論文等の内容について責任を負う者として医学研の職員等が認定されたときは、理事長はその者に対し職員就業規則等に照らし適切な処分を行うとともに、論文等の取り下げを勧告することができる。

- 3 不正行為等の内容の悪質性が高い場合、理事長は必要に応じて法的措置を取ることができる。
- 4 理事長は、不正行為等があったと認定された被告発者に対し、医学研外部に競争的資金を含むすべての研究費について、必要と認める期間、使用及び申請を禁止することができる。
- 5 理事長は、不正行為等があったと認定された被告発者に対し、既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることができる。
- 6 不正行為等があったと認定された被告発者に関するプロジェクトリーダー等に職務上の責任が認められるときは、理事長は職員就業規則等に照らし、別途必要な措置を講じる。
- 7 不正行為等に事業者が関与していることが認められるときは、一定期間、公益財団法人東京都医学総合研究所財務規程（平成 11 年規程第 14 号）第 42 条の規定による指名競争入札の指名を停止する等、当該事業者に対し、必要な措置を講じる。

（調査結果の公表）

第 19 条 理事長は、告発者及び被告発者に公式調査結果を通知した日から起算して 10 日を経過し不服申立てがないとき又は第 16 条第 8 項及び第 17 条第 4 項の規定により通知をしたときであって、不正行為等が認定された場合は、告発者氏名（所属）を除き、最終の公式調査結果等の概要について、速やかに医学研のホームページへの掲載等の方法により公表する。

- 2 不正行為等がなかったと認定された場合においては原則公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 3 理事長は、公式調査結果の公表について、今後の不正行為等の防止及び倫理教育資料としての利用を目的とし、人権へ配慮しつつ積極的に対応する。

（不正行為等がなかったと認定された場合の対応措置）

第 20 条 理事長は、公式調査結果又は第 16 条第 8 項に規定する決定に基づき、不正行為等がなかったと認定された場合は、必要に応じ、直ちに次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) すべての調査関係者に対し、不正行為等が存在しなかったことの通知
- (2) 被告発者の不利益発生防止策の実施及び名譽回復に係る措置
- (3) 第 11 条に規定する措置の解除

(4) その他必要な措置

(告発者等の保護)

第21条 告発者及び被告発者、並びに、調査活動に協力した職員等その他本要綱に基づく調査活動に直接関与した者は、当該告発を行ったこと又は当該告発をされたこと、調査活動に関与したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。ただし、悪意に基づく告発と認定された告発者及び不正行為等が認定された被告発者を除く。

2 所長は、前項の規定が遵守されるよう十分配慮するとともに、本要綱に基づく調査活動が業務に支障を及ぼすことのないよう、職員等に対し可能な限りの支援を行う。

(機密保持)

第22条 不正調査委員会及び不正行為等防止委員会の委員並びに予備調査及び公式調査に協力した者その他本要綱に基づく不正行為等の調査等に携わる者（以下「各委員等」という。）は、告発者名及び被告発者名を秘密情報として扱う。

2 各委員等は、告発受付及び調査等の過程において知り得た情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

(他の委員会等との連携)

第23条 不正調査委員会及び不正行為等防止委員会は、不正行為等の発生を防止する方策又は告発受付及び調査等の過程において知り得た情報への対応について、必要があると認めたときは、医学研内の汚職等事故防止委員会その他の委員会等との連携を図る。

(内部監査の実施)

第24条 事務局長は、研究費の適正な管理のため、定期的に事務局職員の中から指名する職員に内部監査を行わせ、その結果を不正行為等防止委員会及び監事に報告する。また、必要があると認めるときは、外部の有識者を加えて実施することができる。

2 前項の内部監査は、公益財団法人東京都医学総合研究所監事監査要綱（平成11年要綱第3号）に基づく監事による監査と、相互の意見形成に影響を及ぼさないことに留意しつつ連携して実施する等、効率的かつ効果的な方法により行うものとする。

第5章 公正な研究活動の実施等の教育

(研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施)

第25条 不正行為等を事前に防止するため、副所長は職員等に対し公正な研究活動に係る研究倫理教育及び研究費の適正な執行に係るコンプライアンス教育を定期的に実施する。

2 副所長は職員等の理解度・達成度を把握するとともに、必要に応じて指導・監督を行う。

3 職員等に対し不正行為等防止に係る遵守事項の意識付けをさせるため、誓約書の提出を

求めることができる。誓約書に盛り込む事項は以下のとおりとする。

- (1) 医学研の定める各種規則等を遵守すること
- (2) 不正行為等を行わないこと
- (3) 医学研の定める各種規則等に違反して、不正行為等を行った場合は、医学研や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

第6章 研究データ等の保存

(研究データ等の保存)

第26条 研究のために収集した資料、情報、データ等及び実験プロセスの詳細を記載した実験ノートの保存年限は別途定める。ただし、他の規程等に定められている場合には当該規程に準拠する。

附 則

この要綱は、平成19年10月18日から施行する。

附 則 (平成20年20医研本第331号)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年20医研本第798号)

この要綱は、平成20年11月19日から施行する。

附 則 (平成23年22医研本第1499号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年23医学研庶第1642号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年26医学研研第1436号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年27医学研研第754号)

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (2019年2019医学研研第14号)

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年2020医学研研第11号)

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2021年2021医学研研第706号)

この要綱は、2021年9月30日から施行する。

附 則 (2022 年 2022 医学研研第 381 号)

この要綱は、2022 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (2023 年 2023 医学研研第 476 号)

この要綱は、2023 年 7 月 1 日から施行する。